

令和2年度平川市雇用対策助成金交付要綱

(趣旨)

第1 市は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業において、労働者の雇用の維持を図ろうとする中小企業に対し、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため、当該年度予算の範囲内において、平川市雇用対策助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

(交付対象者)

第2 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者のうち、市内に本社又は事業所を持つ法人又は個人であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間に係る雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2の規定に基づく雇用調整助成金の交付対象となった者。
- (3) 令和2年3月末日までに納期限が到来した市税に未納の額がない者。

(助成金の額)

第3 助成金の額は、令和2年4月1日から同年9月30日までの間に交付対象者が被雇用者に対して支払った休業手当から、国から交付される雇用調整助成金を差し引いた額とする。ただし、市内事業所に関わる部分とする。

(助成金の交付申請)

第4 助成金の交付を受けようとする者は、雇用調整助成金の交付決定を受けた日から2ヶ月以内に、次に掲げる書類を添付し、市長へ提出するものとする。なお、市長が必要と認める場合は、その他の書類を求めることができる。

- (1) 平川市雇用対策助成金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 休業実績一覧表（様式第2号）
 - (3) 雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
 - (4) 雇用調整助成金の支給申請書の写し
 - (5) 預金通帳の写し（表紙及び次のページの見開き）
- 2 助成金の申請期間は、令和2年6月22日から令和3年1月30日まで、又は国の支給日から2ヶ月のいずれか早い日までとする。ただし、土・日は除くものとする。

(交付の決定)

第5 市は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、すみやかに助成金を交付することとする。

(助成金の返還)

第6 交付対象者が虚偽の申請により助成金を不正に受給したことが明らかとなった場合は、市は助成金を返還させることとする。

(取扱方法)

第7 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については、平川市補助金等の交付に関する規則(平成18年平川市規則第53号)の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。